

伊達市教育大綱

2019～2022



健幸と個性が創る

活力と希望あふれる故郷^{ふるさと} 伊達市

(第二次総合計画のキャッチフレーズ)

2019年4月改定
福島県伊達市

大綱の趣旨

この教育大綱は、平成 27 年 4 月 1 日に改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地方教育行政法)」第 1 条の 3 に基づき、本市の子育て、教育、学術及び文化・スポーツの振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものである。

計画期間

大綱の計画期間は、2019 年度から 2022 年度までの 4 年間とする。

1 子どもの健やかな育ちと子育て支援の充実

(そだてましょう 支えあいと思いやりの気持ちを)

【心の義務教育】

自我が目覚めるのは 3 歳頃であり、幼児期の経験がその後の豊かな感性に大きく影響するといわれている。

例えば異年齢で群れ遊ぶ経験は、思いやる気持ち、挑戦意欲、他者と協力する気持ち等の豊かな心や社会性を育み、読み聞かせを含めた本(絵本)との出会いは、感受性や想像力を育む。

そこで就学前の 3 年間から小学校 6 年生までの 9 年間で「心の義務教育」と位置づけ、子どもたちが健やかに成長できるよう必要な教育を行う。

【切れ目ない支えによる子育て支援】

少子化と核家族化が進行し、また親たちが働きながら子育てをする現在は、様々な課題が生じており、支援が必要な子どもたちや社会的自立に困難を抱えている青少年が増えている。その状況の中で、次代を担う子どもたちを多くの大人が見守り、触れ合う機会を増やすことで切れ目のない支援に繋げる。

地域社会全体でお互いを支え合い安心な子育てを実現する環境づくりと、支援が必要な子どもの早期発見・早期対応を推進することで、すべての子どもが健やかに自分らしく成長できる社会づくりをめざす。

2 「生きる力」を育む学校教育の充実

(きずきましよう 学ぶ心と豊かな文化を)

【生きる力】

次代の伊達市を担う子どもたちに必要な、自ら課題を発見し解決する力、周囲と対話し協調できるコミュニケーション能力、読書力を向上させることで養える多様な考察力、必要な情報を取捨選択できる情報活用力等、困難な状況にあっても、たくましく、しなやかに生きぬくことのできる「生きる力」を身につけさせる。

そのために、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業の質的改善を図り、自ら考え、自ら学ぶ態度を育て、学びを人生や社会に生かそうとする思考力、判断力、表現力を養う。

また、自然に親しむ活動や農業はじめ様々な体験活動を通して、自然の大切さや人々の生活・産業について学び、豊かな人間性、社会性の育成を目指すとともに、生きていくために必要な食に関すること、さらには食物の背景にある「いのち」について学ぶ機会を設ける。

【開かれた教育課程とカリキュラムマネジメントの確立】

学校が、教育機能を十分に発揮し、子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる教育環境とするには、家庭や地域と連携を図り、望ましい信頼関係を築くことが重要である。このため、学校としての教育機能を確保するだけでなく、家庭や地域社会とともに児童生徒を育む協働の場として、地域に開かれた教育課程とカリキュラムマネジメントの確立が必要であり、地域の学習・交流の拠点として創意ある取組みの充実を図る。

【適正規模、適正配置】

少子高齢化の進行により、小・中学校の児童生徒数の減少が著しく、複式学級となる学校が続出している。これにより、スポーツや学校行事などの集団による教育活動に制約が生じたり、豊かな社会性やコミュニケーション能力が十分に育成されない問題がある。一方、復興道路の整備等による新たな都市計画や住宅開発によって児童生徒数が急激に増加することも見込まれ、施設整備など十分に果たせない状況が想定される。

児童生徒が、集団生活の中で切磋琢磨することを通じて資質や能力を伸ばしていくことは重要であり、小・中学校において一定の集団規模を確保するため、学校規模の適正化や適正配置、及び小中一貫教育の推進などに取り組む。

3 学ぶ心を育む生涯学習の推進

(きずきましょう 学ぶ心と豊かな文化を)
(つなぎましょう 世代の絆とたしかな信頼を)

【生涯に亘って学び、地域社会で活躍できる生涯学習の充実】

人生100年時代において、生涯学習は地域社会の活力の維持と発展にとって極めて大切である。市民一人ひとりが生涯に亘って様々な学習に取り組み、生きがいを持って充実した毎日を送ることができるよう、ライフステージに応じた多様な学習機会の提供や読書活動など自発的学習活動を推進していく必要がある。また仲間とつながりながら楽しく学び活動できる環境や組織体制を充実させるため、地元の交流館等との連携を更に深めていく必要もある。地域コミュニティの維持・活性化へ貢献できるよう、地域の諸問題を学習課題として捉え、地域活性化に資する人づくりと地域の学習活動を支援する。

4 スポーツ・レクリエーションによる健幸づくりの推進

(めざしましょう すこやかで活力のあるまちを)

【スポーツ・レクリエーションの普及と促進】

子どもから大人まで、あらゆる世代が、スポーツ・レクリエーションに親しむことは心身の健康保持増進とともに、地域の融和、交流促進にもつながるものである。そのため、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる「市民一人1スポーツ」を推進するため、子どもや地域の人々、初めての人でも身近で気軽に、スポーツ活動に参加しやすい場づくりを図る。また、多様なスポーツへのニーズや指導者の育成、限られた指導人材の有効活用など、今後のスポーツ・レクリエーションの活動について関係団体が議論し共有できる推進体制やネットワークなど、環境の整備を図る。

5 歴史・文化遺産の継承と心豊かな文化の創造

(まもりましょう ふるさとの自然と歴史を)
(きずきましょう 学ぶ心と豊かな文化を)

【貴重な文化財の継承と活用】

先人たちから大切に引き継がれてきた地域の貴重な歴史・文化遺産と豊かな

自然環境を守り次代に継承していくことは、ふるさとを愛する心を育み、地域の一体感や誇りの醸成につながる。したがって、先人が残した優れた歴史遺産や文化資源を活用し、地域づくりや歴史観光の発信に努める。

【芸術文化活動の充実・支援】

感性をみがき心を豊かにする芸術文化活動の充実・支援に取り組み、地域も人も輝く風土や地域を活性化できる創造的な人材の育成に努める。